

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県倉敷市四十瀬343番地の3  
名称 株式会社フルカワ商事  
代表取締役 古川 悦生



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊東 香織



許可の年月日 令和4年7月14日

許可の有効年月日 令和11年7月8日

## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理（圧縮、固定式切断、移動式切断、破碎、選別）
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
- 圧縮：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず
  - 固定式切断：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
  - 移動式切断：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
  - 破碎：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
  - 選別：金属くず

## 2. 事業の用に供する全ての施設

「裏面に記載」

## 3. 許可の条件

- (1) 処理施設（移動式切断施設を除く。）の設置場所は、2. に記載の設置場所とし、用地面積は1,176.73㎡に限る。
- (2) 移動式切断処理を行う場所は、当該産業廃棄物の排出事業場内に限る。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

「裏面に記載」

5. 規則第10条の9第3項で準用する規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面)

## 2. 事業の用に供する全ての施設

### (1) 施設の種類 圧縮施設

設置場所 岡山県倉敷市水島北亀島町1903番2

設置年月日 令和4年6月1日

処理能力 廃プラスチック類 282.1t/日、紙くず 217.2t/日、繊維くず 189.8t/日、ゴムくず 263.5t/日 (8時間)

### (2) 施設の種類 切断施設

#### (7) 固定式

設置場所 岡山県倉敷市水島北亀島町1903番2

設置年月日 平成15年4月3日

処理能力 廃プラスチック類 35.0t/日、紙くず 12.0t/日、木くず 70.0t/日、繊維くず 35.0t/日、ゴムくず 82.0t/日、金属くず 174.0t/日、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 140.0t/日 (8時間)

#### (1) 固定式兼移動式

設置場所 岡山県倉敷市水島北亀島町1903番2

設置年月日 令和元年9月25日

処理能力 廃プラスチック類 15.6t/日、紙くず 23.4t/日、木くず 31.2t/日、繊維くず 26.7t/日、ゴムくず 18.7t/日、金属くず 33.4t/日、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 31.2t/日、がれき類 33.4t/日 (8時間)

### (3) 施設の種類 破砕施設

設置場所 岡山県倉敷市水島北亀島町1903番2

設置年月日 平成21年9月11日

処理能力 廃プラスチック類 4.13t/日、紙くず 4.39t/日、木くず 3.94t/日、繊維くず 3.91t/日、ゴムくず 3.94t/日、金属くず 4.14t/日、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 4.07t/日、がれき類 4.82t/日 (8時間)

### (4) 施設の種類 選別施設

設置場所 岡山県倉敷市水島北亀島町1903番2

設置年月日 令和2年9月28日

処理能力 金属くず 9.24t/日 (8時間)

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 7月 9日 新規許可

平成20年 5月19日 変更届に伴う許可証の書換え (積載車輛の変更)

平成21年 9月11日 変更届に伴う許可証の書換え (事業の用に供する施設の変更)

平成22年10月 6日 変更届に伴う許可証の書換え (事業の用に供する施設の変更)

平成23年 4月 1日 優良基準適合確認による許可証の書換え

平成27年 6月18日 変更届に伴う許可証の書換え (事業の用に供する施設の変更)

令和 2年 6月26日 変更届に伴う許可証の書換え (事業の用に供する施設の変更)

令和 2年 7月 7日 変更届に伴う許可証の書換え (事業の用に供する施設の変更)

令和 2年 9月28日 変更届に伴う許可証の書換え (事業の用に供する施設の変更)

令和 4年 6月 1日 変更届に伴う許可証の書換え (事業の用に供する施設の変更)

令和 4年 7月 9日 更新許可 (優良認定)

令和 4年 7月14日 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の変更 (固定式切断))